

学校・園におけるアレルギー疾患の児童等に対する取組実践までの流れ（案）

① アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童等の把握 【9月～10月頃】

保護者に対し、学校・園から、アレルギー疾患に関する調査表を送付し、就学時健康診断等の際に提出するよう依頼する。

② 対象となる児童等の保護者への学校生活管理指導表の配布 【9月～2月頃】

①によりアレルギー疾患に対する配慮・管理が必要である旨の回答があった保護者に対し、就学時健康診断等の際に、教育委員会から、市の食物アレルギー対応について説明した上で、学校生活管理指導表を配布するとともに、食物アレルギー対応食の提供を希望する場合は、食物アレルギー意見書を配布し、入学・入園予定校への提出を依頼する。

③ 保護者との個別面談の開催 【1月～3月頃】

学校・園は、②により学校生活管理指導表、食物アレルギー意見書（いずれも医師が記載）を提出した保護者との個別面談を開催する。（食物アレルギー対応食の提供を希望する場合だけでなく詳細な献立表で対応する場合も開催する。）

個別面談では、学校生活管理指導表等に基づき、保護者と協議の上、面談記録及び個別対応プランを作成する。

※個別面談の参加者：管理職、学級担任、養護教諭、共同調理場担当者 等

④ 校内・園内に設置する食物アレルギー対応委員会の開催 【2月～3月頃】

学校・園は、③で作成した面談記録及び個別対応プランに基づき、個々の児童等の対応を決定するとともに、食物アレルギー対応食の提供を希望する児童等への対応については、教育委員会へ報告する。

※校内・園内食物アレルギー対応委員会の参加者：管理職、学級担任、養護教諭 等

⑤ 食物アレルギー対応食の提供を希望する児童等への対応の決定 【2月～3月頃】

教育委員会は、④により報告のあった児童等について、報告を踏まえて対応を決定し、児童等の保護者及び校長・園長に通知する。

⑥ 校内・園内食物アレルギー対応委員会における教職員の共通理解 【2月～3月頃】

学校・園において、教職員全員が③の個々の児童等の個別対応プランの内容を理解する。

⑦ 給食提供開始 【4月】

※令和8年度については、新入生・入園児だけでなく、在校・在園生についても、配慮・管理の必要な児童等の把握、対応の決定が必要。

※校内・園内食物アレルギー対応委員会は、必ずしも新たな組織を立ち上げる必要はなく、取組に関係する可能性のある教職員全員が会する場をもって充てることも可能。

【個別対応プランの内容】

学校が立案し、保護者と協議して決定するもので、次の内容が含まれると考えられる。

- (1) アレルギー疾患のある児童生徒等への取組に対する学校の考え方
 - (2) 取組実践までのながれ
 - (3) 緊急時の対応体制
 - (4) 個人情報の管理及び教職員の役割分担
 - (5) 具体的取組内容（個々の児童生徒等で異なる内容）
- 上記の(1)～(4)は学校ごとに決定される内容、(5)は学校生活管理指導表に基づき個々の児童生徒等ごとに作成される内容です。「取組プラン」はガイドラインに基づき各学校の実状に合わせて作成する。